

## 令和2年度第4回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日 時 令和3年1月27日（水）13：30～15：00
- 2 場 所 新居浜市役所コミュニティー防災センター（旧消防庁舎4F）
- 3 出席者 委員 大橋 靖彦 委員 本多 知里 委員 坂上 玲子  
 委員 住友 裕美 委員 明智 美香 委員 黒川 由美  
 委員 秋月 伸一 委員 土岐 智恵美 委員 北中 律子  
 委員 吉村 卓代 委員 山本 豪 委員 竹本 幸司  
 委員 児島 万代光 委員 佐野 公星
- 欠席者 委員 田窪 小夜 委員 鎌倉 荘一 委員 三木 由紀子  
 委員 山本 晴美
- 事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 古川 哲久  
 副課長 村上 美香、副課長 宮武 信、係長 尾崎 千穂
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1) 新居浜市第3期障がい者計画他の策定について  
 (2) その他

(事務局)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、令和2年度第4回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、地域福祉課長の古川よりご挨拶申し上げます。          &lt;古川次長あいさつ&gt;</p> <p>本日の自立支援協議会は、令和2年12月1日の改選後はじめての会議となります。自立支援協議会の設置要綱と委員名簿については、先日お渡しした資料(計画案)の115ページと116ページに掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>ここで、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。          &lt;委員自己紹介&gt;</p> <p>それでは、本日の会議の出席状況についてご報告をいたします。本日、東予地方局健康増進課の田窪委員、新居浜市心身障害者(児)団体連合会の鎌倉委員、三木委員、公募委員の山本委員が欠席されています。委員数18名に対し、出席</p>
-------	--

	<p>委員14名となり、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件である過半数の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、委員長・副委員長の選出に移ります。</p> <p>任期満了後、初めての会議となりますことから、新居浜市障がい者自立支援協議会設置要綱第4条の規定に基づき、改めて、委員長及び副委員長を選出することとなります。選出方法等について、何かご意見はございませんか。</p>
(委員)	<p>事務局案がありましたら提案して頂けたらと思います。</p>
(事務局)	<p>ほかに意見はございませんでしょうか。</p> <p>事務局の提案としては、委員長には住友委員、副委員長には本多委員を引き続きお願いしたと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>皆様のご賛同を頂きまして、委員長に住友委員、副委員長に本多委員が選出されました。それでは、委員長・副委員長におかれましては、正面の席に移っていただいたうえ、就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
(委員長)	<p>(委員長あいさつ)</p>
(副委員長)	<p>(副委員長あいさつ)</p>
(事務局)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議事の進行は、設置要綱第5条第1項の規定により委員長が議長となりますので、住友委員長、よろしく願いいたします。</p>
(委員長)	<p>それでは早速議事の方に入っていきたいと思います。本日の議題は、</p> <p>(1) 計画の策定について</p> <p>(2) その他</p> <p>となっています。</p> <p>議題(1)新居浜市第3期障がい者計画ほかの策定について、事務局より説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>事前にお送りしておりました計画素案はお持ちでしょうか。今回、資料送付後</p>

に訂正がございました。その部分（27・28 ページ）について本日お配りしておりますので、差し替えをお願いいたします。

それでは計画の説明に移ります。

前回の自立支援協議会でご協議いただいた時点では掲載できていなかった部分について、今回掲載いたしておりますので簡単にご説明させていただきます。

お配りしております資料「計画素案」の3枚目、目次の下部分をご覧ください。「本計画の表記について」ということで、本計画での「障がい」の「がい」の字、平仮名と漢字表記についての説明を追加しました。また、年号については、本計画では「平成31年」、「平成31年度」を、「令和元年」「令和元年度」に統一いたしました。また、ここには表記しておりませんが、年号標記については、西暦は使わず、元号標記で統一いたしました。

続きまして、第1部総論です。27ページをお開きください。第3章 第2節 事業所・団体等調査結果の概要です。サービス提供事業者、相談支援事業者、関係団体へのアンケート結果について、27ページから35ページに掲載しました。

続きまして、第2部障がい者計画です。38ページをお開きください。第1章 新居浜市における障がい者施策の実施状況と課題です。第2期計画で実施してきた施策について、実施状況と課題についてまとめたものを、38ページから40ページに掲載しました。また、第3章 具体的施策の方向の内、2-3 難病・高次機能障害に関する施策の充実として、現状と課題を50ページに掲載しました

続きまして、第3部 障がい福祉計画です。71ページをお開きください。第2章 令和5年度の目標値です。それぞれの項目について成果目標を71ページから74ページまで掲載しました。75ページをお開きください。第3章 障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策です。訪問系、日中活動系など、サービスごとの見込量とその確保のための方策を75ページから83ページに掲載しました。続きまして、86ページをお開きください。第4章第2節 各年度のサービス見込み量とその確保のための方策です。地域生活支援事業について、サービス見込み量とその確保のための方策を88ページに掲載しました。

続きまして、第4部障がい児福祉計画です。92ページをお開きください。第1章 基本的な考え方です。ここでは、内容について一部変更、追加をしております。93ページをお開きください。第2章 令和5年度における支援提供体制です。ここは、表題を以前は「令和5年度の目標値」としておりましたが、内容に合わせて「令和5年度における支援提供体制」に変更いたしました。続きまして、95ページをお開きください。第3章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込量及び確保方策です。サービスごとの見込量とその確保方策について、96ページから99ページまでに掲載しました。続きまして、100ページをお開きください。第4章 地域生活支援事業の充実です。サービス見込み量とその確保方策について102ページに掲載しました。

続きまして、103ページをお開きください。第5部 計画の推進体制です。以

	<p>前は、表題が「計画の達成状況の点検及び評価」となっておりましたが、内容に合わせて「計画の推進体制」に変更いたしました。追加内容としましては、104ページに計画推進に向けた基本的取組方針、105ページから110ページに計画の推進体制を掲載しました。</p> <p>続きまして、資料として、112ページに福祉避難所一覧、113ページに防災の手引き・ガイドブックの紹介、114ページに本計画の策定過程、115ページに新居浜市障がい者自立支援協議会設置要綱、116ページに委員名簿、117ページに組織体制図、118ページから124ページに用語開設を掲載いたしました。</p> <p>以上、計画について説明を終わります。</p> <p>今後のスケジュールについてですが、本日、委員の皆様からご意見をいただいた部分について修正を行います。本日でなく、後日ご意見をいただいてもかまいませんが、あまり期間がありませんので、2月2日までにご意見を地域福祉課までいただければと思います。また、今後も文言修正等出てくるかと思いますが、修正等については事務局にお任せいただくということでご承認をお願いいたします。今後は、修正をしたのち、2月10日から3月10日までパブリックコメントに諮ります。パブリックコメント終了後、市民の皆様から頂いたご意見をもとに最終案を作成し、次回の自立支援協議会（3月18日予定）にて計画策定のご承認をいただく予定としております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
(委員長)	<p>説明ありがとうございました。ただいまご説明のありました計画案について、委員の皆様からご意見、質問をいただきたいと思います。</p>
(委員)	<p>いくつか質問をさせていただきます。まず、基幹相談支援センターの今後の方向性について、今どう考えているか。児童発達支援センターについて、今後どのように進めていくのか。放課後等デイサービスの見込量がかなり多い状態になっているが、実際のところサービス事業所が足りているかどうか。17ページの「障がい支援区分の認定者数の動向」について、3年に1回認定調査をすることから、平成30年が354人、令和2年が210人になったところに対して、どういう説明をしていただけるのかお答えをお願いします。</p>
(事務局)	<p>基幹相談支援センターについては、計画の中で、相談支援体制に関わる部分でいくつか触れています。基幹相談支援センターの設置を見据えてという表現が多かったかと思います。これについては、次のご質問の児童発達支援センターとも関係するのですが、基幹相談支援センター自体については、国の指針どおりに書かれていますが、市町村に設置義務があるのは生活支援拠点です。生活支援拠点の相談支援業務をするにあたって、基幹相談支援センターが整備されているのが前提のようです。前提というようなかたちになるのだろうと理解しています。拠</p>

点が義務化されているということは、基幹についても当然あるべきということで、市としてもほぼ義務としてとらえています。拠点については、いくつかの機能を求められています。いくつかの機能については全体として実施できている体制はとれていますが、基幹相談支援センターとしての形で設置をしていないので、県には、設置済みという報告はしていません。ただ、個別に面的整備ですので、それぞれ機能が整備されていればできているということになるのですが、前提となる基幹がないので、今のところ設置完了していますということにはしていません。ただ、内容的には、それぞれの機能は充実させていっているもので、機能的にはほぼほぼ網羅できるようにはなっていると報告しています。拠点の相談機能の中心になる基幹の部分について、基幹は市としては委託相談支援事業所の機能、相談支援部会を中心とした現在の活動内容、この活動内容について十分、目一杯の活動をしていただいています。ただ、今やっているのは、部会の中での活動であって、センター的なものにはなっていない。ただ、センターを設置しましたというふうにするには、物理的なスペースが確保された場であるべきだろうと考えています。拠点は面的整備と言うことで、物理的にここが拠点ですということではなくていいのですが、基幹については物理的な場があるだろうということ、その場をどこに求めに行くのだろうかということ、今、いろいろと調整を進めています。皆様のおかげで基幹に求められている機能的には充実して、最終的に 24 時間 365 日とはいませんが、平日の日中については、ここに連絡すれば適切な相談支援は受けられるというひとつのセンターの設立をもって拠点もできたと言いたい。そのためには場所がある。場所は 2 年前でいうと市役所内にできないか、この建物ができるタイミングでしたので、前任者の時から私が引き継いだ頃に調整してみたのですが、本庁の中には場所がないということになりまして、そうすると市民にとって最も相談に行きやすいところで、なおかつ、スタッフ・メンバーが場所として集まったりするところ、適切なところを探しているということです。そういった状況なのでそこに向けた活動はあるのだけれども、ただ確約ができる状態ではなっていないということで、この計画では「設置を見据えた」という表現にとどめているということで、ご理解いただけたらと思います。

次に、児童発達支援センターについて、今年度策定した第 6 次新居浜市長期総合計画（新居浜市の計画の最上位計画・・秋にパブリックコメント実施、12 月の議会で基本的な部分が了承された。）の施策 2-3 というところに、障がい者福祉の充実というのがあります。これについては計画では第 5 部の最初のページ、これが実は第 6 次長期総合計画の障がい者福祉の所を要約した形になっています。104 ページの中の 3 つの柱の 3 が地域支援体制の充実のための取組となっており、その中の③に障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備度充実を図りますという項目があって、その主な取組内容として「児童発達支援センターの設置を図ります」ということになっています。これについては福祉部から全庁の計画に取り上げていきまして、市の方針として児童発達支援センターの設置

が、市の最上位計画に文言として載ったというところです。具体的に、設置に向けて現状どうなっているか、これについても随時本庁の施策立案の会に相談をしているところです。これについては、場所の問題、実施者、目指すべき姿、質といったところが、他の市町村に遅れて設置するので、とりあえず形だけ設置しましたというような恥ずかしいことはしたくありません。きちんと中身を伴って市民のニーズ、お子様の療育環境が十分整備されたものとしてやっていきたいと考えています。それを市がこの分野でいくと、市がいちばんの素人集団なので、できれば、療育部門をすでに手がけているところにご相談しながら進めて行けたらというところで、具体的な場所や団体についてはこれからの調整ということですが、長期総合計画、それから地域福祉推進計画にも載せていると思うのですが、それからこの障がい者計画、障がい児福祉計画に設置を前提としたところに統一したというところです。

放課後等デイサービスについては、児童発達支援事業者も含めてということになってくると思います。同様の質問は、ときどき議会でも議員からもされて、給付費が増えているがどこまで増えるのか、見込みはたっているのか、ということになっています。96ページの児童発達支援、放課後等デイサービスの見込みを出しており、3つとも増えています。見込みが増えているということは需用が増えているということです。ご質問は放課後等デイサービスの事業所が足りているかということですが、児童発達支援センターも含めて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は、現状、足り苦しいところではありますが、計画、皆さんのご理解、新居浜でいうと発達支援課の療育の取組、各保育所、幼稚園の障がい児保育で、全体の中でなんとかおさめられているということころだという理解をしています。もちろんこれについては、見方もたくさんありまして、計画を作っておりますも、事務局の中でも議論がありましたし、外部委員からもご意見を頂いたのが、事業所が増えたら、サービスの分母が増える。分母が増えたら、希望があれば希望するだけ受け入れてしまうことになります。民間の事業所なのでキャパは全部埋めないと儲けにならないので、そうすると本来必要であるところを超えたサービス提供まですることになるのではないかというような、ご意見もあったかと思えます。これについては、事業所のアンケートの中にもございまして、30ページ障がいのある子どもの支援に関する意見の中で、一つ目のところで、親と過ごすほうがよいと思われる時間にサービスを提供してしまっているということで、計画自体が親の要望にそっているのか、それとも子どもの療育のバランスまで目が届いているのか、かといって、療育ではない場所でどう過ごすことができるのか、確保できているのかということで、児童発達支援と放課後等デイサービスだけの問題ではないということになるのだらうと思います。そこで、見込みとしてどうなのかというと、今足りている、今現在も需用があるので設置しようかなと言う声は聞こえてきます。心配なのは、それだけの従業員が確保できるのかということころですが。ただむやみに増やしていいかどうかというところ

ろが、一番心配です。説明の最初の方にもどるのですが、見込量の増加が3年間で出ていますが、サービスの利用量としての見込量です。サービスの見込量は同じニーズでも事業所が増えたら枠が増えてサービス量が増えると言うことがあるので、大前提になる利用者である児童、対象となる児童が増えるのかという問題を事務局で議論しました。対象児童の増加については計画には載っていません。これは、実際の児童の人口がどうなるのか、出生者数から、年齢当たりの療育の必要な割合はどうか、それぞれの割合に応じた療育の必要な程度はどうか、すべてが可変的なもので、定量的に指標としてもつことができない、全部が見込みの段階ばかりになります。ですから、見込みに見込みを重ねたものを計画としてデータとして市民の皆さんにご提出するのは難しいだろうということで、載せていません。ただ、これまでの子どもの人口の状態、長期総合計画では子どもは増えることになっているのですが、一定のところから増加しなければ減少もしないということ、少し前までだと、保育園から小学校に上がったあたりで療育対象者のピークがきていました。最近では、3年生ぐらいまでぐらいをピークに、あと横這いから成長に伴ってちょっとずつ別のところで過ごすようになってサービスを受けていない方がいらっしやいます。これから全体の子ども的人数に対して療育を受けている人の割合が徐々に増えてきています。でも、もともと、これが発達障がい自体の母数というのは、言われているとすると7.5~8%、障がい児保育の状況も現状どおり、発達支援課での療育も現状どおりで、福祉サービスだけの提供を固定的に見にいった時に、現在給付が470人ぐらいの支給決定者数が、2028年に610人というようなところが試算として出て、そこから先は全体数である子どもの数が減少して、徐々に減っていくような計算にはなりません。すると、2~3割増えるので、2~3割増と言うことを計画に載せるようになるのかということになるので、2028年のいろんな指標を見込みで積み重ねた数字なので、これについて確定的にはできません。計画に求められているのは3年間であるので、実際に、先程いったようないろいろな見込みであるような数字が、今から3年間については採用してもよいのではないかというような具体的な数字をもうちょっとに煮詰めながら全体の利用者数の予測にしたいと思います。とりあえず、今回については、今までしていなかった数字を作ってみたという段階です。ですから、3年間について足りるのか、足りないのかということについても需用が伸びたときに事業所がでてくれるのかということも確かにあります。ただ、それだけではなく、計画の度合いが本当に必要なサービスだけなのか、オーバーに影響していないのか、ということも、点検して初めて出てくるころなので、ぜひ、今からは通所の連絡会の中でもこうした問題を自らの問題として相談していかなければいけないというところを掲げて、また3年後計画に向けて、より需用と適切なサービス量に応じた体制を見込んでいくような協議ができたらと思っています。事業所の数を市町村がコントロールできるような状態ではないので、県の方で承認されるかどうかで、これから名乗りをあげられる事業所も

いるかどうかは全てです。需要の逼迫状況やサービスの需給状況をみながら市ができることを個別にご相談させていただいたらと思っています。

続きまして、区分の動向についてですが、17 ページの上の表、区分の動向については、ここにも書いているように3年に1度、施設の関係なども含めて更新者数が多いのでこうした数になっていますが、その前に認定者数の動向というところで、認定者数の前に初めて出してみたのですが、認定者数という対象者ですね、対象者数は何人なのかというと、この認定者数も、年々の更新の数なので、今、サービス対象となるのが何人なのか、どのページをめくっても読めない、見えないことになっています。それぞれ3障がいの手帳の所持者数があるのですが、3つの手帳を持っている人が一人だけいます。そうするとそこで、3つを足すと2多いということになります。このように、手帳の数だけでは全体の対象者数にはなりません。また、手帳がなく、サービスを受けている人がいます。例えば、難病、小児慢性特定疾患、児童発達支援、精神通院も対象の条件が満たされていれば、手帳がなくてもいいというところがありますので、単純合計だけではなく、考えていかなければならないかなというところで、数字をだしてみたところでは、単純合計でいくと手帳がない方も含めて8,500人ほどになる。それが手帳の重複やサービスの重複も含めて、名簿ベースで約8,100人ということで、400人ぐらゐは重複しています。計画にそこまで載せるのかと言うことになると、それを載せることでなにを意味しているのかと言うことを、検討ができていないので、今回は載せていませんが、事務局としては全体像をどうみていくのか、それがどう推移していくのかというところがありまして、今回図ってみたところです。今からこれについても分析を深めていかないといけないのですが、一点ご紹介しておきますと、人数関係の動向のグラフの最初のグラフ、9 ページのところに、これまでは身体障がいの割合が減少し、知的障がい、精神障がいの割合が増加してきたのですが、令和2年に関しては、身体障がい者の数が増加に転じております。これはどうことかということがあったので、身体障がいのあたりにも書いているのですが、実は、新たな傾向なのかどうなのかというところがありましたので、3障がいの、実は、高齢者の身体障がい者が増えているということが分かりました。高齢者の身体障がい者が何が増えているのかというと、心臓機能障がい、聴覚、肢体のあたりを中心に増えています。高齢者で身体障がいが増えるというのは、いったいどういうことなのか、その部位によることが増えています。10 ページ上のグラフでわかるように、18歳未満は減っていて、18歳以上が増えています。下の表でわかるように、平成27年と今回の割合のところを見ると、高齢者のところが増えている。高齢化の進展が身体障害の状況に影響を及ぼしているところを書いています。支給決定の部分でいうと、高齢者なので介護保険がありますから、特に障がいサービスを使うということではないのですが、重身医療の補助を目的とした部分もあるのではないかと、医者が経済的な負担が重いと思われる方に対して、症状固定が見込まれる人に対しては、身体障害者手帳



	<p>の交付を勧めているというような話も聞いております。ですから、区分別の動向はまだ分析していませんが、これが今後高齢者の増加とともに障がいの分野の動向だと仮定すると、令和元年から2年までのフェーズが変わらないという可能性もあります。ただ、手帳の所持者数イコールサービス数でもないというところがあるので、サービスで分析して傾向をみないといけないということで、これからは、いろんな角度でもう一度切り直して、まずは全体をみえるように数字を精査して、それからまた必要な見込みのために切り口を新たに設けていくような作業をしていく必要があると思っています。</p> <p>ご質問には的確にお答えできていませんが、状況として、そういう傾向も新たに出ているということも含めて、いくつかのグラフの見方については、それぞれの分野から、自分の分野にとってどんな意味を持つのか、どのような傾向で推移しているかと言うことを見つけていただいたら事務局の方へ教えていただいたら、3年後に反映できるかと思えます。</p>
(委員長)	<p>そのほか、委員さんからご意見ご質問ありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>72 ページの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標のところの精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援の人数（見込量）と、83 ページの相談支援のところの地域移行支援、地域定着支援の人数（見込量）があがっていますが、数字的におかしいと思います。この数字は確か、連絡会の中で、医療機関の中から実際に地域移行が見込める対象者数を拾い出していただいて、数に反映させたと思います。実際、その数字をどうだったかをお伺いできていなかったもので、どうなのでしょう。それと、定着支援の過去3年間の実績が7-5-4となっているのに対し、見込数が2-3-4となっていますが、実際もう少し定着支援の見込数はあるのかなと思うのですが。</p>
(事務局)	<p>病院から聞いた数字が、一つの病院が2-2-2で、もう一つの病院が1-3-2だったかと思います。地域移行を見込んでいるという点で、どこまで確からしいかを確認して表にしますというところまでの報告は聞いていたのですが、この点については、直接、市が施策をうつところというより県ベースのところの計画であるので、病院のでてきた数字そのままがいいのか、それとも確からしい数字に調整して載せたらいいのかというところでは止まっていました。パブリックコメントにかける前に再度、数字を精査して、精神連絡会のメンバーと連絡をとらして頂いて、最終的にこの数字でいこうという数字に訂正したものでパブリックコメントにさせていただいたらと思います。再度、確認いたします。</p>
(委員長)	<p>72 ページの方は地域移行支援の中でも精神障がい者の地域移行支援という数字だと思うので、83 ページは3障がいの方を対象とした地域移行支援、地域定着支</p>

	<p>援だと思うので、83 ページの方が大きい数字にならないといけないと思うので、それも含めて精査をお願いします。</p> <p>ほかにご意見ご質問ありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>確認なのですが、文言の整理はこれからやっていくということでしょうか。「障害」の「害」が漢字と平仮名で違っているところがありますが、最終的に見直していくということですね。</p>
(委員長)	<p>もしお気付きの点がありましたら2月2日までに地域福祉課に連絡していただければ助かります。</p>
(事務局)	<p>計画書案の3枚目、本計画の表記についてのところに書いてありますが、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除きとなっているのですが、ここに「引用箇所を除く」ということを書き足します。国の資料自体がひらがなのものもあるのですが、漢字のものが多いので、国のものをとってきた部分は漢字のままにしているところがあります。そのあたりは順次点検はしていったのですが、なお、点検中です。</p>
(委員)	<p>たとえば、68 ページは漢字が使われているのですが、第3部はかなり見直しチェックが入っていないのではないのかと思うのですが。</p>
(事務局)	<p>注意事項を皆さんにお知らせしておきます。今ご指摘ありました68ページですが、3部の冒頭です。第1章第1節国の基本方針の主なポイントとして、次のような内容を示されている。69ページの第2節もですが、「基本指針に示された理念を踏まえてということで、次のような内容が掲げられています」というようなところは、引用部分になるので、国の表記のままにしております。わかりにくいと思うのですが、作成側としては、国の書いている通りに掲載しており、それについては、冒頭に「指針の見直しの主なものは・・・」として引用であることを示しています。ですので、表記についてもそうなのですが、内容につきましても、部会でもこうした部分について、こう直せないかというご質問のあったのですが、ここは、国の内容なので直しませんと答えしています。それが、どのページかというと、第3部の冒頭の68～69ページのところ、1年前に出た国の基本指針の見直しの方針でそのまま、それから69～70ページにかけての部分、ここは、基本指針の内容の抜粋というところなんです。国がしていることなので市では直さないということでご理解頂いたらと思います。同じく、第4部の障がい児福祉計画についてですが、92ページも冒頭に3行に書いていますように基本指針の「障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」に掲げられている次のような点」という書き方をしているのです。「害」の字そのまま漢字になっています。一番下の</p>

	<p>黒丸について、「質の確保」を「質・量の確保」というように直せないかというご意見を頂きましたが、国の基本指針を確認しますと「質の確保」となっていたので、「量」は加えていません。加えるようであれば、市の部分で直したいとお伝えしました。第5部の最初の104ページは、長期総合計画を、2つの項目を「ともに」で一つにまとめたものとなっているので、基本的にそのままの表現になっています。また、最終校正の段階で、長期総合計画の若干の修正を予定しており、そちらが変わればそれに応じてこちらが変わるところがあります。今言ったページについては引用ですので、ただ、そのまま載っているのと事務局及び委託業者で要約したもの、要約の点でここが足りないのではないかということであれば、そういう話是可以するのではないかと思います。ただ、引用の部分で載っていない文言を使うということではできないということをご理解頂ください。</p>
(委員)	<p>そういう観点で漢数字を使う。年度というのも漢数字を使っているということですね。パーセントも漢数字で表している。</p>
(事務局)	<p>今の引用のページ、見込量の出し方等枠で囲っている引用部分も随所にあるかと思いますが、そのあたりは国が漢数字であれば漢数字というようなことで、こちらは委託業者のまとめで、これまでの資料でもそうしたところがあったかと思うのですが、引用は引用ということではしています。</p>
(委員)	<p>もう一つ、84ページの意味疎通支援事業ですが、下から2行目のところが「・・・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣を行い・・・」となっており、1行目の所では「・・・手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業・・・」となっています。奉仕員と手話通訳者の区別というのは、資格を持っているか持っていないかですので、ここは統一した方が分かりやすいのではないかと思います。続いて84ページの1番下、手話奉仕員養成研修事業ですが、要約筆記の奉仕員も養成研修をしているのではないかと思います。これが出てきてないのはなぜかと疑問に思いました。105ページの新居浜市自立支援協議会は正式名称の方がいいのではないかと思います。96ページの表の人/月はわかるのですが、人日/月が何を意味しているのかわかりにくいと思います。この、人日/月は何を意味しているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>工事とかで使う人日の概念なので、一月にある人が何日利用したかの延べ日数という意味でとっていただけたらと思います。上は、人数だけをカウントした数、下は、1日使う人と10日使う人がいれば、合計すると11人日というようなことです。</p>
(委員)	<p>そういう単位があるのですか。</p>

(事務局)	<p>人日という単位があります。どこかで説明を入れておいた方がいいでしょうか。もし、説明を入れた方がいいのであれば、人日／月が出てくる一番最初の表のところで説明書きを入れるという方法になるかと思います。今までご指摘があった部分については、直せる部分は順番に直したいと思います。</p>
(委員長)	<p>ありがとうございました。他にご意見ご質問はありませんか。</p>
(委員)	<p>最終仕上げの時確認して頂けたらと思っているのが、28 ページの中段以降の自由記述の欄に、たくさんのご意見を頂きましたということで、事業所が記入した意見をそのまま載せています。自由記載をそのまま掲載している関係上、語尾が「ですます」調であったり、バラバラであったり、「家族」の呼び名を「親」、「家族」、「ご家族」、「親御さん」としており、言葉の統一性がないので、統一性を持たせた方が見やすいのかなと思います。伝えたい意見が変わらなければ文章を整理して頂いた方がいいと思います。長文で趣旨がつかみにくい意見や、わかりにくい文章も結構あると思ったので、整理して頂けたらと思います。かなり個人的な意見や感想のようなものもあったり、根拠がなかったりするものもあるので、そういった情報をここにそのまま載せるのはどうかなと思います。その辺をご検討して修正いただけたらと思います。ちょっと誤解を招くような記載もありまして、事業所の名称はないのですが、サービス事業所、就労継続支援事業所からの意見とか居宅介護支援事業所からの意見のように、どこからでできた意見なのか書かれているので、そこまで必要かなと思います。いかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>事務局でも表現、文末を統一しようか、しまいかという議論がありました。キーワードが含まれているから、採用するけれど、言葉のつながりだけ変えさせてもらって意味がつながるように、最低限の訂正はしましたが、先ほど言われておりました「保護者」「家族」「親御さん」につきましては、「親御さん」と言うことでこのニュアンス、保護者と言うことでこのニュアンスということが結構感じられた部分があったりして、それをしぼっていくときに、文末から、単語の表記から全部統一感を持たせると、市役所の文章になってしまって、皆さんのご意見になりにくいという話がありました。それだったら、事務局案としては、なるべくそのままに近い文体で掲載して、例えば、生活介護事業所だったり、居宅介護事業所だったり、その書きぶりの中にニュアンスもあるとの解釈で、なるべくそのまま載せるということにしました。ここだけ、書きぶりがいろいろであるということは、いろいろなところからのご意見をなるべく、市が加工せずに載せていますという意味表示でこのようにしました。それでは見にくい、市役所がまとめるべきであるというご意見の方が多ければ、そうしたいと思います。皆さんのご意見を聞くとまとめた方がいいという意見があったり、そのままでもいいという意見もあったりするのではないかと思います。この協議会の中で統一した方がいいと</p>

	<p>いう意見に皆さんの意見が一致するならば、そのようにしましょうかというふうにできるのですが、直してしまうと、これだと折角事業所から意見を聞きながら市の方針に・合わせにしているのではないですかと言うようなことになるのもちょっと残念なので、どちらがいいかなというところです。事務局が判断するというよりは皆さんの判断に合わせたいと思います。いかがでしょうか。</p>
(委員長)	<p>参加されている委員の皆様のご意見で方向性を決めたのでいいかと思います。文言のこともですし、内容が個別ケースの具体的なことから、それが課題として上がってきているものもあるように思います。いかがなものでしょうか。たくさんある中で、これだけにしぼりこんでいるということですよ。</p>
(事務局)	<p>最初の2ページ半の部分も5分の1ぐらいまでは絞り込みました。2割ぐらい同じような意見があれば、明らかに制度上間違っただけのものとか、事業所の個別のこと、利益中心の意見というようなところは掲載しておりません。単なる感想で提言内容がないものは省かせていただいて、現状の報告や、提言内容のあるものにして、4分の1から5分の1ぐらいに絞った内容が、ここになります</p>
(委員長)	<p>この様な状況です。いかがでしょうか。自由記載について、ご意見がありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>事業所名(種類)は削除した方がいいのではないかと思います。根拠がないものについても削除した方がいいのではないかと思います。</p>
(委員長)	<p>ほかに意見ありましたらお願いします。そうしましたら、事業所名(種類)については掲載しない、根拠がないような意見に関しては、課題という事からははずして、文言については、先ほど事務局の方からありましたように書かれた方のことばとおりで掲載しても大丈夫でしょうか。</p>
(委員)	<p>文章を作成した人の気持ちは、障がい福祉サービスに携わっている我々には分かりますが、職業に携わっていない人がこれを読んだときに何のことかわからないというような感情がわいてこないように、わかる我々がもうちょっと説明してあげて、想いはそのまま、誰にでもわかりやすい表現に少し改めてあげるということをしたらどうかと思います。</p>
(事務局)	<p>おっしゃることは大変良くわかります。あと2ヶ月ほどあるなら、皆さんの中から作業部会にお願いして1点1点、これは採用して、その上でこの表現はわかりやすいか、わかりにくい、説明どうしようかというような作業もあろうかと思うのですが、先ほども言ったように、事業所とつけることで、事業所の方がこ</p>

	<p>う表現したということは市民にとっては、わからない単語があっても、その世界では単語のこういう使い方をするのだなということも含めて表現できるのだというところがありました。だからあまり整理してしまうと、本当に加工に加工を重ねたものになってニュアンスも消えていってしまうのかなと思うので、どこをボーダーにするかで、誰が読んでもわかりやすいということまでは思っています。わからない部分は必ず残るので、どこに線を引くかというところが難しいところですか。かっこに事業所を書くことで表現も含めてよくわからないけど、事業所が書いた文だからしかたないなと割り切ってもらえるところはあるかなとは思っています。</p>
(委員長)	<p>限られた時間の中で仕上げを頂いて、可能な範囲で修正していただくということで、そういう状況で事務局にお任せするということがかまいませんか。ではよろしくをお願いします。それ以外で、計画について何かご意見・ご質問などありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>成年後見制度の利用促進のことについて、中核機関の設置の最終年度が来年度なのかなと思いますが、障がい福祉計画中に入れるものではないかもしれないですし、高齢者の分野との調整もあるかと思うのですが、これについては何か見通しはあるのですか。計画とはちょっと別の質問になりそうなのですが。</p>
(事務局)	<p>63 ページの表の一番下、権利擁護と成年後見制度というところに、中核機関という単語は掲載しています。ですから障害福祉というところにも当然関わるということですが、ただその中身については地域福祉推進計画の方で組み立てられていますので、そちらにお任せするというようなスタンスで作っております。お渡ししてないのでわかりにくいと思いますが、同じ日程で地域福祉推進計画もパブリックコメントを実施する予定にしています。地域福祉推進計画の中で成年後見制度、再犯防止推進の 2 点については各市町村で地域福祉計画策定の時に盛り込んだ形でいいので、計画の中で触れていってほしいということになっています。今回の地域福祉計画でもそのあたりを包含した計画として提案します。またパブリックコメントが始まったら地域福祉推進計画もご確認いただけたらと思います。</p>
(委員長)	<p>ありがとうございました。その他ご意見やご質問がありましたらお願いします。ご意見がないようでしたら議題 1 については終わりにしたいと思います。本日頂きましたご意見などをもとに計画案の作成とパブリックコメントの準備など事務局の方でよろしくをお願いします。その他ご意見がある方は、2 月 2 日までに事務局の方まで直接ご連絡してください。よろしくをお願いします。</p> <p>議題 2 その他ですが、何か委員の皆様からご提案や議題がありましたらお願い</p>

<p>(委員)</p>	<p>します。</p> <p>お願いといたしますか、検討していただきたい点が何点かあります。まず 1 点目ですが、グループホームについてです。国の方向性としてグループホームを推進していますが、実際グループホームを利用するにあたって、職員配置がすごく厳しいという状況があります。グループホーム自体は 4 人からスタートできるのですが、休日等にいたっては、ひとりのスタッフが 4 人の方に対して支援を行っているという現状が大多数だと思います。他市においてはグループホームを利用しても訪問系のサービスを使えるような実状があったりして、ある保護者の方から新居浜市でも同様に、グループホームを利用していても訪問系のサービスが使えることができないだろうかという様な相談をいただいております。これは、予算もありますので、市の方と話し合いをしていかないといけませんとお答えしているのですが、この先グループホームが増えていったときに、スタッフの確保等も含め、本当にその方が地域で豊かな生活を送れるかどうかというところを考えると、やはり月に数回、1 回でもいいので訪問系のサービスが使えると利用者も好きな時間を過ごすことができるのではないかなというところが考えられますので、新居浜市でもそういうところを来年度は難しいと思うのですが、再来年度においてサービス展開ができるかどうかというところを 1 点検討してもらいたいと思っています。それ以外に、介護保険との関わり方ですが、サービスの中に共生型という、高齢者のデイサービスと障害の方の生活介護を一緒にやれるというサービスがありますが、他市ではもう数件そういう事業に取り組んでいるところがあります。新居浜市においては今のところ私が知っている限りでは無いのですが、この先、福祉人材の不足が絶対考えられますので、そういうサービスが必要になってくると考えています。現状で障害福祉サービスを使ってから介護保険に移行されていった方が、どれくらい人数がいるのかとか、地域福祉課と介護福祉課との情報共有の中で、こういう点が困りましたというようなところがあれば、後日また教えて頂けたら助かりますのでよろしくお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>相談できることについては順次 相談・対応していきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>その他ご意見や提案などありましたらお願いします。その他連絡事項など事務局からありましたらよろしくお願いします。無いようでしたらこれもちまして本日の協議会を終了します。長時間にわたりましてお忙しい中ありがとうございました。次回委員会は 3 月 18 日頃を予定しています。また、連絡させていただきますので、よろしくお願いします。</p>